

写

滋賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

滋賀労働局一般公示第 39 号

平成 30 年 10 月 30 日滋賀地方最低賃金審議会から滋賀県製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、滋賀県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、鉄素形材製造業又は鋳鉄管製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、平成 30 年 11 月 14 日までに滋賀労働局長あて（大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働局労働基準部賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成 30 年 10 月 30 日

滋賀労働局長 石坂 弘秋

記

滋賀県製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業最低賃金の
廃止決定に係る滋賀地方最低賃金審議会の意見の要旨

次の滋賀県製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業最低賃金を廃止すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鉄素形材製造業又は鋳鉄管製造業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 775 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり